

県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））鍋島東地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和6年2月29日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号）に提出してください。

令和6年1月16日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））鍋島東地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年1月16日から令和6年2月14日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所